

令和元年度第1回いじめ防止対策協議会における委員の主な御発言  
(いじめの重大事態の調査組織に係る御発言のみ)

(事案ごとの調査組織の在り方、調査組織と学校の役割分担)

- 調査組織の整理について、(中略) 学校内の調査組織(いじめ防止対策推進法第22条に定める学校いじめ対策組織のこと。これが同法第28条に定める重大事態の組織を兼ねることもある。)と、利害関係のない第三者が入る第三者委員会(同法第28条の重大事態の調査組織の形態の一つ。)をしっかりと区別して論じていく必要がある。例えば、不登校重大事態の調査の進め方について、不登校になって、これからどう登校を促すか、支援をどうすべきかといった、現在進行形のまさに今問題になっているようなケースを取り扱う場合がある一方、同じ不登校でも、もう転校し、別の学校に通っている場合や自死事案など、むしろ過去を検証するケースがある。

例えば、こうした現在進行形の事案を本当に利害関係のない第三者委員会でやるべきなのか、または、現在進行形だからむしろ学校内の調査組織でしっかりやって、そこに第三者を入れる形にするのかなど、調査組織の在り方というのはやはりケースごとに違うので、その辺りの組織の在り方について、(中略) 現在進行形の事案についてはどの組織が主体的に対応すべきかという点について考える必要がある。

(調査組織と学校の役割分担)

- 第三者委員会の調査が加害者を責めるかのような効果もあると思うが、そこで、学校の役割が重要であり、第三者委員会が活動しているからといって、何もしたらいけないということではない。加害者に対し、必ずしも法的観点からではなく、教育の一環として継続して、分かっている範囲で、第三者委員会の活動状況について保護者を呼んで議論することなどが考えられる。私に関わった事件では、正直学校側において加害者指導が行われていることを実感したことがない。(中略) 調査過程における加害者に対する指導の中身の充実化は、第三者委員会の調査をより意味あるものにするために必要不可欠である。

- 一番初めに学校で当事者間の関係を把握したり、必要に応じ保護者に話を聞いたり、事実関係の整理から始まり、指導を続けていくことになるが、感覚的に言うと、一旦、第三者委員会が立ち上がると、学校はその後、指導を従来通り続けていいのかどうか、判断できないような状況に陥ることも、もしかするとあるのかもしれない。

例えば、教育委員会等から、第三者委員会としては様々な調査を並行して実施していくが、学校は学校で指導を続けるよう具体的な指示があるなど、学校が判断できるような明確な状況があれば、やはり学校の役割として、指導をしていって解決をしようということになるのかもしれないが、その辺よく分かっていない状況があるのではないか。

- 第三者委員会全体について、学校や教育委員会が調査を委員会にそのまま丸投げすることはやってよいことではなく、調査という業務を委託するのであれば、仕様書をしっかりと作成することが重要。いじめの定義や、今どのような概要で、どのような情報が学

校に上がっていて、子供たちの状況はどうなっているのかといったその時に把握している情報について説明した上で、今後の取組の方向性、仕事のボリューム、スケジュール感といったものをしっかりと共有した上で第三者委員会をお願いすることが非常に大事だと思う。

- 重大事態に至るような場合、学校による調査が必要だが、その調査を行う学校いじめ対策組織と第三者調査委員会とは、使い分けていく必要がある。
- 調査組織の一般的なパターンだと、いじめが発生した場合、基本的には学校の先生方が事実関係を明らかにしていくが、不登校が続いてしまう形で、次第に保護者と揉めてしまう場合がある。そうした早い段階で第三者を入れていただきたい。文部科学省の基本方針にも校内のいじめ対策組織に弁護士等の外部専門家を入れることが好ましいことが書かれている。(中略) 結局は初期段階で事実関係をしっかりと把握することが大事なので、そこを学校の先生だけに任せてしまうのではなく、第三者の目もしっかり入れて、早目に事実を確定していくことができれば、より後々のトラブル防止にもなると思う。

(学校における情報の整理・管理)

- 我々第三者委員会の委員に事案の全体像が見えないことが多い。時系列での全体の流れや学校いじめ防止委員会の議事録、時系列での各教員の対応メモや記録、またはアンケート、聞き取り調査、スクールカウンセラー等の対応記録なども含め、事実認定や事案を考えるときのベースになる情報が学校できちんと整理されていないことが非常に多い。逆に、いじめ被害者側の保護者等の時系列の記録は非常に詳細に記録されている。要は、そこで学校側の記録と被害者側の記録をすり合わせて矛盾が出て、そこで不信感が生まれ、事実認定が非常に難しくなる。限られた時間の中で第三者委員会の委員が調査を実施していくに当たって、学校における初期調査の充実など学校側の情報の整理なり管理が必要だと思う。(中略) 第三者委員会が全体像を把握し、事実認定を行っていく際には、学校側の情報の整理・管理を徹底してもらいたいのではないかと。
- いじめは常に最初の軽微なさや当てから、色々出てくる。確実にいじめであると判断するものだけを指導するわけではなくて、学校現場では常々、児童生徒のそのような軽微な事案の場面に遭遇すれば指導に当たっていく。それを校内の学校いじめ対策組織へ報告していくことが必要だが、校内組織への報告をA4何枚など余りにも形式的な書式で求めるのでは、逐一報告することは難しい。むしろ事実関係のみ、またはどのような指導を行ったかという対応について、5W1Hを踏まえてメモ書きでいいから、当該校内組織がファイリングしていく。その児童生徒に関してファイリングしていけば、最初は軽微なものばかりが続いたとしても、この児童生徒に関してこういうものが集中しているというのは恐らく分かる形になる。

(第三者委員会の議論に関する外部への情報提供)

- 公開形式の第三者委員会を経験している。運営は結構きつかったが、全部公開ではな

く、一部は非公開、個別の協議をする場面になったとき、会議の終盤に、非公開でお願いしますということで、前段階のほとんどは公開で、傍聴者は誓約書を書いて、外には漏らしませんという形にした。被害者の家族は毎回来ていて、最終的な報告書をまとめる段階になると、被害者の保護者としては、大体こういう方向で議論が進んできたから、こういう話になるだろうということで、最終的な報告書に関しては、表立って特にこれといったことなく収まり、結果として大きな問題は発生しなかった。

- 第三者委員会の公開・非公開の件については、議論の場は非公開だが、その後、座長が簡単なブリーフィングを行うというパターンもある。通常個人情報が多く含まれてるので、会議が終わってからすぐにというわけにはいかないが、その点に留意しつつ、何らかの形で外に出していくことも考えられるのではないか。

(事実認定 (いじめの定義等))

- 確かにいじめの定義について関係者間で認識を共有することは必要だが、この定義が余りにも広いので、それをただ認定するだけでは物事の本質に踏み込んでいけないと思う。その点、調査組織の目的とも関連して、第三者委員会が何を認定していくか、ただ単に子供が傷付いたということを確認するだけではなく、例えば背景の人間関係の分析や、本人がどの程度継続的に苦しんできたかなど、何を調査していくのかということをしつかり位置付けていく必要がある。
- 事案ごとによって様々なパターンのいじめがあるため、(中略)加害者と被害者との人間関係を細かく把握していかないと、ただ単に現象だけ、いじめかどうかという捉え方では第三者委員会はかなり薄いものになると思う。
- 事実認定に関して、被害児童生徒本人の要因(病気、家族の状況等)について、やはり、これは一通り網羅的には調査しておかなければ、全体の様子が見えなくなってしまうと思う。  
例えば、児童生徒本人が発達障害や知的障害を持っている場合、明確な障害として保護者も理解していればいいが、境界事例の子供が、小学校高学年、中学校と思春期を迎えて、上手く学校生活に適応できず、友人関係を保てないような状況で、様々なトラブルが生じる場合、やはり相対的な環境の中で生じたことであるという因果関係が把握できなければ、なぜこのような事案が発生したのかという点が、委員会としても調査報告書で表現できない。
- 事実認定や因果関係についてどの程度まで認定するかという点については、基本的な事実的因果関係という発想でいいと思う。裁判の場合、事実的因果関係程度の認定において、いじめはいつ何時、誰がどうしたかまで厳密に認定する一方、いじめの第三者委員会は法的責任問うものではなく、再発防止策や事実認定を教育の現場に返して行って再発防止につなげていくことにその趣旨があることから、いつからいつまでこういうことが繰り返されたということで、一定程度の事実的な因果関係や範囲内で、例えば家庭の私的な問題に関する調査が必要かどうかとも判断すればいいのではないか。

- 被害児童生徒本人の要因に関する調査は絶対必要だが、今の時代、保護者が個人情報保護の観点から、学校に自分たちの情報をほとんど知らせない実情がある。学校にとって、子供たちや保護者の環境を把握することはとても大事なことで、もちろん公表することはできないが、学校がそういう事実を持たないというのはいかがなものかと思う。

(調査組織の委員の人選)

- 突然子供を失った親は、一般的・専門的に言えば、悲嘆状態に陥り、学校との関係では、遺族からすると、学校はほとんど答えてくれないように感じてしまう。学校等が事実を隠す中で、彼らが言う「二次被害」に遭い更に傷つき、精神科医の専門家が調査報告書の内容について説明したときには、自分を維持できなくなってしまった。(中略)ある第三者委員会では、被害者側から推薦された委員について、被害者と常時接触することを通じ、信頼感を醸成し、第三者委員会への信頼へとつないでいく役割を果たしたなど、色々なメリットもあった。また一方で第三者委員会は徹底した、かつ中立・公正な事実調査をするのが使命だと思うので、それに徹すれば、私は中立・公正は保てると考えている。
- 遺族推薦の委員だからといって、個別の事案に関してもともと事実関係を知っていたり、また遺族の方と特別な関係があるというわけでは必ずしもなく、また議論の中でも、決して遺族側推薦だから遺族側の主張通りに判断するわけではない。やはり判断については、専門家ごとのそれぞれの判断でしっかりやっていると思う。遺族の無理な主張については無理だとはっきり言うし、そういう意味では、遺族推薦だからといって、委員会の運営または判断が偏ってしまうことは現実的にもあまりないだろうと思う。
- なぜ遺族推薦が求められてしまうのかといえ、(中略) いじめの第三者委員会は、私も遺族から言われたが、全てがブラックボックスである。そもそも何を議論しているのか、何が発言されているのか、何が証拠なのかということが全く見えない中で、遺族がどうやってこの委員会を信頼したらいいだろうかと考えたときに、せめて、自分が信頼できる委員が入っているということが、この委員会を信頼できることになっていくのではないかと考えている。
- 児童精神を扱っている先生の絶対数が全国で少ないということは事実であり、全ての第三者委員会に精神科の先生に入ってもらうことは難しい。ただ、児童精神科でなくても、精神科の先生で構わないと思うし、または学校医の先生に第三者委員会に入っていたら、どうして精神科的な意見が必要なときは、医師会の精神科の先生に相談することも考えられる。無理に精神科医を入れなくても、医者であれば大丈夫ではないか。

(再発防止策)

- 再発防止策の実行をいかに担保するかといった視点を持って、この第三者委員会に取り組んでいくことが重要である。本県でも、調査報告書が出たら、その後の再発防止策の実行について、具体的な進捗管理を行いながら進めている。

(学校におけるいじめ問題に関する児童生徒への指導)

- 現場では、いじめられる方にも様々な問題があるとの声もよく聞かれる。例えば、ルール違反をしていて、それでやっぱりみんなの中に入れてもらえないというのは、ルール違反をした本人にも問題があるのではないかとということがよく議論されるが、法律上のいじめの認知としては、仲間外れにされてつらいと言っている人間がいるのであれば、それはもういじめとして認知することになる。重要なのは、そういうことで今苦しんでいる、悩んでいる子供たちが社会性を学んでいくときに、そういうことについて自分の方で間違いがあったらそれを修正して、正しく身に付けるための支援ではないか。
  
- 再発防止の点について、先日、鳴門教育大学にお話を聞いたところ、様々な事例について、子供たちに話し合いをしてもらって、クラスでできるいじめ対策はどうしたらいいんだろうということで、親が話すわけではなくて、子供たち同士で対策を考える事例が、今全国でかなり出てきているという話を聞いた。これも大変有効な手段かと思う。  
もう一つは、今、いじめが起きてしまったときの話をしているが、学校現場もしくは家庭において、いじめはだめだ、絶対やってはいけないことだという教育の部分について、どんな指導をしていけばいいのかという点も、いじめ防止対策協議会の中で併せて議論に入れていただければ幸いである。
  
- 被害者の保護者が不信感を抱くのは、我が子が人権を無視されるような不当な扱いをされているときに、そのことをやめさせてもらえないから不信感を抱くことになるので、その段階で、学校としては、その被害者の保護者からの情報提供を踏まえ、加害者と被害者双方それぞれの成長のために学校現場として指導できれば、被害者もこのことをプラスに、また、加害者も自分の行いを修正していける。それをしてもらえなかったという思いが被害者の保護者にあるから、ずっと不信感を抱くことになる。
  
- 現実の中で、学校の指導の場面と調査組織の判断、この辺りは、子供たちの発達段階等の観点からも、少し分けておいた方がよい。指導といっても、子供の成長、発達を目的とした指導でなければいけないので、ここは大事な視点である。